令和８年（フ）第８１９号
北九州市小倉南区東貫１丁目15番26号（102）
債務者　網谷　　唯
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８８６号
福岡県中間市中央３丁目６番30号
債務者　宮原　素絵
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８９２号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目12番20―406号、前住所北九州市八幡西区陣原４丁目16番10号
債務者　松尾百合子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２０５号
山形市飯田１丁目１番23号　サンハイツ101号
債務者　橋間　克彦
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２９号
山形県長井市中道二丁目４番22号
債務者　奥山　　恒
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１３０号
山形県東置賜郡高畠町大字元和田2569番地の２
債務者　今井　博樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８９５号
北九州市小倉北区下到津４丁目14番14―504号、前住所北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目６番５―201号
債務者　坪井　和高
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９０４号
福岡県中間市中鶴２丁目１番308号、住民票上の住所福岡県中間市太賀１丁目３番13号
債務者　世良田美枝子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５３２号
埼玉県戸田市中町２丁目１番19―601号
債務者　和田　和子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６４５号
さいたま市桜区大字塚本231番地６
債務者　島﨑　　陸
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５０８号
相模原市中央区上矢部４丁目19番15号　レオパレスポラリス202
債務者　千田　志の
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１７１号
長崎県佐世保市小佐々町黒石303番地68
債務者　佐伯　知彦
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２７７号
北海道旭川市春光台４条11丁目5244番地　指定障害者支援施設やすらぎ園、住民票上の住所北海道札幌市豊平区西岡４条８丁目９番12号
債務者　渡邊　智子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３００号
北海道旭川市忠和６条５丁目６番12号　第一福寿荘１階１号室
債務者　斉藤　弘美（旧姓菊田）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５４号
群馬県安中市松井田町八城614番地
債務者　和田真由美
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１５９７号
埼玉県久喜市青葉５丁目24番地８　エルディムグリーンハイツ93　105号
債務者　津久井健一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８２５号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台五丁目122番地５
債務者　與良　恵利（旧姓楠田）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係